

西条市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日

(要)告示第 46 号

改正 平成 29 年 3 月 30 日 (要) 告示第 45 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日 (要) 告示第 31 号

改正 令和 7 年 7 月 4 日 (要) 告示第 84 号

(目的)

第 1 条 この告示は、西条市内に存する木造住宅について、市長が愛媛県に登録された耐震診断技術者を派遣し耐震診断を実施することにより、我が家の耐震性能を知り、ひいては耐震改修の重要性を理解することで、耐震化が促進され、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 自ら居住（予定を含む。）又は賃貸する一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの）で、地上階数が 2 以下かつ延べ面積が 5 0 0 平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。
- (2) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法若しくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、木造住宅耐震診断技術者が実施する耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士で、愛媛県木造住宅耐震診断講習会を受講し、受講修了証の交付を受けたものをいう。
- (4) 木造住宅耐震診断技術者派遣事業 西条市内に存する木造住宅について、耐震診断技術者を派遣し耐震診断を行う事業をいう。ただし、国、地方公共団体その他公共団体が所有するものはこの事業の対象としない。
- (5) 業務受託者 木造住宅耐震診断技術者派遣事業に関する業務の全部又は一部を請け負った者をいう。

(業務委託)

第 3 条 市長は、木造住宅耐震診断技術者派遣事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(木造住宅耐震診断技術者派遣事業の実施)

第 4 条 市長は、木造住宅耐震診断技術者派遣事業を実施するに当たり、予算の範囲

内で耐震診断技術者を派遣する。

（木造住宅耐震診断技術者派遣事業の対象要件）

第5条 木造住宅耐震診断技術者派遣事業の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。ただし、増築が行われている場合は、昭和56年5月31日以前に着工された部分の延べ面積が過半であること。
- (2) 過去に西条市が実施している西条市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（平成17年西条市（要）告示第137号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 明らかな法令違反がないこと。

2 この告示に基づき耐震診断を受けようとする木造住宅の所有者（以下「派遣診断申込者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 派遣診断申込者が属する世帯の全員が市税を滞納していない者であること。
- (2) 派遣診断申込者が属する世帯の全員が西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに関係する者でないこと。

（耐震診断申込）

第6条 派遣診断申込者は、木造住宅耐震診断技術者派遣申込書（様式第1号）により市長に耐震診断技術者の派遣を申し込むものとする。

（耐震診断技術者の選定、決定及び派遣）

第7条 市長は、前条の申込書を受理した場合は、その内容及び第5条各号に掲げる要件について審査し、適当と認めた場合は、速やかに木造住宅耐震診断技術者派遣依頼書（様式第2号）により、業務受託者に対し、耐震診断技術者の派遣の要請を行うものとする。この場合において、建築時期の確認方法は次の各号のいずれかによる。

- (1) 建築確認通知書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 固定資産税課税明細書
- (4) 固定資産税の課税台帳
- (5) その他市長が認めるもの

2 市長は、前項の規定による審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して、耐震診断技術者を派遣しない旨の通知書（様式第3号）により、派遣診断申込者に通知しなければならない。

- 3 業務受託者は、第1項の規定により派遣の要請を受けた場合は、遅滞なく耐震診断技術者を選定し、木造住宅耐震診断技術者選定通知書（様式第4号）により市長に通知しなければならない。
- 4 市長は、業務受託者から耐震診断技術者の選定通知を受けた場合は、速やかに木造住宅耐震診断技術者派遣決定（変更）通知書（様式第5号）により、派遣診断申込者に通知するものとする。
- 5 業務受託者は、派遣する耐震診断技術者に愛媛県発行の愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証を携帯させ、派遣対象者の求めに応じて提示させるものとする。
- 6 市長は、第4項の派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。
- 7 市長は、前項の規定により派遣決定通知書の内容を変更した場合は、第4項の派遣決定（変更）通知書により派遣診断申込者に通知するものとする。

（派遣に要する費用負担）

第8条 派遣診断申込者が負担する費用は、無料とする。ただし、耐震診断以外の業務を耐震診断技術者等に依頼し、追加費用が生じた場合は、当該追加費用については、派遣診断申込者の負担とする。

（耐震診断の辞退）

第9条 派遣診断申込者は、耐震診断技術者派遣決定通知書を受けた後において、事情により耐震診断を辞退するときは、木造住宅耐震診断技術者派遣決定辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による辞退は、既に耐震診断を実施しているときは、それまでに要した費用を、耐震診断技術者と精算した後でなければ、行うことはできない。

（派遣決定の取消し）

第10条 市長は、派遣診断申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第4項に規定する耐震診断技術者派遣決定を取り消すことができる。

- (1) 耐震診断技術者による現地調査の結果、木造住宅耐震診断技術者派遣事業の対象要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、木造住宅耐震診断技術者派遣決定取消通知書（様式第7号）により派遣診断申込者に通知するものとする。

（派遣費用の返還）

第11条 市長は、前条の規定により、耐震診断技術者の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断を実施しているときは、耐震診断申込者に対してそれまでに要した費用の支払いを命ずることができる。

(守秘義務等)

第 12 条 耐震診断を行う診断技術者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 30 日 (要) 告示第 45 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日 (要) 告示第 31 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 7 月 4 日 (要) 告示第 84 号)

この告示は、令和 7 年 7 月 4 日から施行する。